

## 1. 「輸出管理内部規程の届出等について」関係

Q1. 「輸出管理内部規程の届出等について」の改正が行われているが、これに伴い「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」に関し、新たにチェックすべき事項はあるか。

A1. 新たにチェックすべき事項はありません。

今回の改正内容は、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出規制に関する輸出手続等について」及び「包括許可取扱要領」の改正に伴うもので、具体的には許可証の名称や引用している用語などの変更があるのみです。

## 2. 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出規制に関する輸出手続等について」と輸出管理内部規程との関係

Q1. 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出規制に関する輸出手続等について」の1. に「(1)から(6)の事項について確認を行い、補完的輸出規制に係る許可申請が必要か否かを判断しなければならない。」とされ、(6)輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドラインが定められているが、懸念需要者(需要者が核兵器等の開発等を行う又は行ったなどの情報を入手した場合)に該当する場合であって、核兵器等の開発等に用いられないことが明らかと判断する場合には、必ず本ガイドラインに掲げる項目について審査しなければならないのか？

A1. 明らかガイドラインは、懸念需要者に輸出等を行う場合、当該貨物等の用途が核兵器等の開発等に用いられないことが明らかであると判断するために経済産業省が推奨しているものです。本ガイドラインのとおり審査を行うことは法令に基づく義務ではありませんが、経済産業省としては、本ガイドラインに基づき貨物の輸出又は技術の提供に際し、厳正に審査を行うことを推奨します。

Q2. 明らかガイドラインの確認項目について「⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的であること。」が追加されているが、当該項目の審査を行わない場合、核兵器等の開発等に用いられないことが明らか」とはならず、許可申請が必要となるのか。また、社内審査において明らかガイドラインの内容を様式に定めているが、変更を行う必要はあるか、その際、輸出管理内部規程の内容変更の届出は必要か。

A2. 需要者が懸念需要者(需要者が核兵器等の開発等を行う又は行ったなどの情報を入手した場合など)に該当する場合は、確認項目⑦も含めた明らかガイドラインに基づき、社内審査を行ったうえで、「核兵器等の開発等に用いられないことが明らか」かどうかを判断することを推奨します。「明らか」とは言えない場合は、許可申請が必要となりますので、経済産業省安全保障貿易審査課にお問い合わせください。

経済産業省が推奨する明らかガイドラインの内容を社内審査の様式として引き続き活用する場合は、改正後の通達に基づく変更を行ってください。その際、輸出管理内部規程の内容変更の届出は必要ありません。

Q3. 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例(以下、「貨物例」という。)の表中、34から38の品目に対応する懸念用途に新たにミサイルが加わったが、輸出管理内部規程の細則・マニュアル等において、改正前の貨物例の内容を様式として引用している場合、輸出管理内部規程の内容変更の届出は必要か？

A3. 輸出管理内部規程の内容変更の届出は必要ありません。

ただし、輸出者において補完的輸出規制(キャッチオール規制)に係る確認を行う際には、改正後の「貨物例」を参照してください。

### 3. 「包括許可要領関係」と輸出管理内部規程との関係

Q1. 「輸出管理内部規程の届出等について」の改正が行われたが、これに伴い、輸出管理内部規程の内容変更の届出は必要か。

A1. 今回の改正は、基本的には包括許可制度関連通達の整理・統合を行ったものであり、また、外為法等遵守事項に直接影響するものではありません。そのため今回の改正に伴う、輸出管理内部規程の内容変更の届出は義務ではありません。

なお、包括許可マトリックスにおいて、以下の変更がありますので、十分注意してください。

①従来の国別の表記から、輸出貿易管理令の運用について(運用通達)で定める地域群での表記に変更しました。ホームページにおいて、国・地域名表記のマトリックスも掲載しております。なお、一部貨物・技術については、従来の一般包括で使用が可能であった貨物・技術と仕向地の組合せに変更がありますので、十分注意してください。

②また、従来はイラン、イラク、リビア、北朝鮮を経由する場合は、いずれの包括許可も適用不可、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括許可が適用不可としていましたが、今回の改正で、輸出令別表第3の2及び第4に掲げる国・地域が経由地又は仕向地の場合は、いずれの包括制度も適用不可となりました。

Q2. 包括許可関係の許可証の名称の変更に伴い輸出管理内部規程、細則、マニュアル等において当該名称の変更を行う必要はあるか。

また、輸出管理内部規程の内容変更の届出は必要か。

A2. 輸出管理内部規程等の名称変更については、社内手続の必要性などに応じて適宜対応頂ければ結構です。その場合、経済産業省への内容変更の届出を提出していただく必要はありません。

Q3. 輸出令別表第3の地域限定の一般包括許可を取得する場合、外為法遵守基準に基づく輸出管理内部規程の整備は必要ないのか？

A3. 「輸出管理内部規程の届出等について」別紙1に定める外為法等遵守事項に基づく社内管理規程の整備は必要ありません。

しかしながら、リスト規制対象貨物を輸出令別表第3の地域向けに輸出等を行うために、一般包括許可証の取得を行うわけですから、外為法第55条の10及び輸出者等遵守基準を定める省令第1条第1号及び第2号の規定に基づく遵守すべき基準を実施する必要があります。

ただし、一般包括許可申請の際には、輸出者等遵守基準を定める省令に基づく該非確認責任者及び統括責任者の登録が必要となりますが、輸出者等遵守基準を定める省令第1条第1号及び第2号に基づく個々の基準の確認は行いません。

Q4. 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の申請者の要件に実地の調査(立入検査を含む)が追加されたが、更新の際にも実地の調査(立入検査を含む)を受けることが必要となるのか。

A4. 特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可の申請者の要件である実地の調査は、新規で申請する際の要件です。また、今般の通達改正前の一般包括輸出許可証及び一般包括役務取引許可証は、改正後の特別一般包括輸出許可証及び特別一般包括役務取引許可証とみなす旨を附則において規定していますので、更新申請においては、実地の調査(立入検査を含む)を要件としておりません。